

厚木市保健福祉審議会委員公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市保健福祉審議会委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- 1 市内に在住する者で18歳以上のもの
- 2 本市の他の審議会等の委員でない者
- 3 本市の議員及び職員でない者

(募集人員)

第3条 公募による委員数は、原則として、委員総数の20パーセント以上とし、男女の比率は同じとすることに努めるものとする。

(委員の公募方法)

第4条 委員の公募に当たっては、厚木市保健福祉審議会委員応募申込書（別紙様式）の提出を求めるものとする。

(選考委員会の設置)

第5条 委員の選任に当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 市民福祉部長
 - (2) 市民福祉部次長
 - (3) 地域包括ケア推進課長
 - (4) こども育成課長
 - (5) 健康医療課長
- 3 選考委員会には、選考委員長を置く。
- 4 選考委員長は市民福祉部長の職にある者をもって充てるものとする。
- 5 選考委員会は選考委員長が招集する。
- 6 選考委員会の庶務は、市民福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(委員の選任)

第6条 委員の選考は、選考委員会において行う。

- 2 委員の選考に当たっては、年齢、性別、社会的活動の経験及び提出された意見等を総合的に考慮するものとする。

(選任の結果)

第7条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 厚木市保健福祉審議会委員公募要領（平成 27 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 7 日から施行する。

厚木市保健福祉審議会委員応募申込書

年 月 日

厚木市保健福祉審議会委員に次のとおり応募します。

1 氏名等

ふりがな 氏 名		性別 (男・女)	生年月日 年 月 日生
住 所	〒 ー		
連絡先 電話番号	(自宅・勤務先・携帯)	職業等	

2 活動経験等

次の活動経験について、差し支えない範囲で記入してください。

	名称・自治体等名	期 間
国・県・市町村の審議会委員、 モニター等の経験		
	内 容	年月又は期間
その他の地域活動等の経験		

※ 記入上の留意事項

- 1 審議会には、委員会、協議会などを含みます。
- 2 その他の活動には、例えば、地域文化、環境、教育などの団体・グループへの参加状況や経験などを記入してください。

3 応募資格の確認のため、住民基本台帳法の記載又は外国人登録法による登録の確認をさせていただきますので御承諾のための御署名を署名欄にお願いします。

署名欄

(直筆で御署名ください。)

